

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第74号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和31年岩手県規則第84号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>(小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請)</u></p> <p>第2条の2 法第19条の3第1項の規定による申請、同条第6項に規定する医療費支給認定の有効期間の更新の申請又は法第19条の5第1項の規定による申請は、別に定める様式による小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(新規・更新・変更)により行わなければならない。</p> <p><u>(申請内容の変更の届出)</u></p> <p>第2条の3 省令第7条の9第3項に規定する届出書は、別に定める様式による小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届によらなければならない。</p> <p><u>(指定医の指定の申請)</u></p> <p>第2条の4 省令第7条の11第1項に規定する申請書は、別に定める様式による小児慢性特定疾病指定医指定申請書によらなければならない。</p> <p>2 省令第7条の12に規定する更新の申請は、別に定める様式による小児慢性特定疾病指定医指定申請書(更新)によらなければならない。</p> <p><u>(指定医の氏名等の変更の届出)</u></p> <p>第2条の5 省令第7条の14の届出は、別に定める様式による小児慢性特定疾病指定医変更届出書により行わなければならない。</p> <p><u>(指定医の指定の辞退)</u></p> <p>第2条の6 省令第7条の15に規定する指定の辞退は、別に定める様式による小児慢性特定疾病指定医辞退届により行わなければならない。</p> <p><u>(医療受給者証の再交付の申請)</u></p> <p>第2条の7 省令第7条の23第1項に規定する申請書は、別に定める様式による小児慢性特定疾病医療受給者証・負担上限額月額管理票再交付申請書によらなければならない。</p> <p><u>(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請)</u></p> <p>第2条の8 法第19条の9第1項に規定する申請は、別に定め</p>

る様式による指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（病院・診療所）、別に定める様式による指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（薬局）又は別に定める様式による指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（指定訪問看護事業者）により行わなければならない。

2 法第19条の10第1項の更新の申請は、別に定める様式による指定小児慢性特定疾病医療機関指定更新申請書（病院・診療所）、別に定める様式による指定小児慢性特定疾病医療機関指定更新申請書（薬局）又は別に定める様式による指定小児慢性特定疾病医療機関指定更新申請書（指定訪問看護事業者）により行わなければならない。

（指定小児慢性特定疾病医療機関の名称等の変更等の届出）

第2条の9 法第19条の14の規定による届出は、別に定める様式による指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書（病院・診療所）、別に定める様式による指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書（薬局）又は別に定める様式による指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書（指定訪問看護事業者）により行わなければならない。

2 省令第7条の36の規定による届出は、別に定める様式による指定小児慢性特定疾病医療機関休止等届（病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者）により行わなければならない。

（指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退）

第2条の10 法第19条の15の規定による指定の辞退は、別に定める様式による指定小児慢性特定疾病医療機関辞退申出書により行わなければならない。

（療育の給付の申請等）

第3条 [略]

（監護児童等に対する医療の給付の申請）

第4条 法第21条の5に規定する医療の給付を新たに受けようとするとき、又は既に給付を受けている場合であって、新たに当該給付に係る医療機関を追加しようとするとき、休止していた治療を再開しようとするとき、若しくは継続して当該給付を受けようとするときは、親権を行う者又は未成年後見人が、その監護すべき児童又は児童以外の満20歳に満たない者（同条の政令で定めるものに限る。）（以下「監護児童等」という。）に代わって、その居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、所在地とする。以下同じ。）を管轄する保健所長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、別に定める様式による小児慢性特定疾患医療給付申請書により行わなければならない。

3 前項の申請書には、別に定める様式による小児慢性特定疾

（療育の給付の申請等）

第3条 [略]

第4条から第6条まで 削除

患医療意見書及び申請に係る監護児童等の属する世帯の住民票又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

(受診券の交付等)

第4条の2 保健所長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、別に定める様式による小児慢性特定疾患医療受診券（以下「受診券」という。）の交付が適当と認めるときは、申請者に受診券を交付するものとする。

2 前項に規定する審査の結果、受診券の交付が適当でないと認めるときは、保健所長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

3 受診券の有効期間は、原則として、前条第1項の規定による申請があった日から1年とする。

(医療機関への委託)

第4条の3 法第21条の5に規定する医療の給付は、国が行う慢性疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に協力する医療機関で知事が適当と認めるものに委託して行うものとする。

第5条及び第6条 削除

(費用の支払命令等)

第24条 保健所長は、法第56条第5項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、法第21条の5に規定する措置に要する費用について、別表第3に定める額を限度とする額を支払うべき旨を命じなければならない。

2 広域振興局長（以下「局長」という。）は、法第56条第7項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命じられた額の全部又は一部を支払わなかったため、県において法第21条の5に規定する措置に要する費用を支弁したときは、本人又はその扶養義務者から、当該支払わなかった額を徴収しなければならない。

(負担金の額の変更)

第25条 広域振興局長等又は保健所長は、災害その他やむを得ない理由により本人又はその扶養義務者の負担能力に変動が生じたと認めるときは、その変動の程度に応じて第23条の規定により被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用（以下「2項負担金」という。）及び前条第1項の規定により被措置者又はその扶養義務者に対して支払を命ずる費用（以下「5項負担金」という。）の額を変更することができる。

2 前項の規定に基づく2項負担金又は5項負担金の額の変更を受けようとする者は、別に定める様式による負担金額変更申請書を、所管する局長（法第21条の5に規定する措置に要

第24条 削除

(負担金の額の変更)

第25条 広域振興局長等は、災害その他やむを得ない理由により本人又はその扶養義務者の負担能力に変動が生じたと認めるときは、その変動の程度に応じて第23条の規定により被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用（以下「2項負担金」という。）の額を変更することができる。

2 前項の規定に基づく2項負担金の額の変更を受けようとする者は、別に定める様式による負担金額変更申請書を、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）（法第27条第1

<p>する費用に係る5項負担金の変更の場合にあっては所管保健 <u>所長</u>、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置並び に児童自立生活援助の実施に要する費用に係る2項負担金の変 更の場合にあっては福祉総合相談センター所長又は所管児 童相談所長)に提出しなければならない。</p>	<p>項第3号及び第2項に規定する措置並びに児童自立生活援助 の実施に要する費用に係る2項負担金の変更の場合にあって は、<u>福祉総合相談センター所長又は所管児童相談所長</u>)に提 出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別表第3を削る。

(看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第2条 看護職員修学資金貸付条例施行規則(昭和37年岩手県規則第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次の とおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所 施設(主として自閉症児(児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第87号)第 65条に規定する自閉症児をいう。)又は肢体不自由(同法 <u>第6条の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。)のある 児童を入所させるものに限る。) (4)～(12) [略]</p>	<p>(規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次の とおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所 施設(主として自閉症児(児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第87号)第 65条に規定する自閉症児をいう。)又は肢体不自由(同法 <u>第6条の2の2第3項</u>に規定する肢体不自由をいう。)の ある児童を入所させるものに限る。) (4)～(12) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(母子保健法施行細則の一部改正)

第3条 母子保健法施行細則(昭和41年岩手県規則第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(納入の通知等) 第13条 局長は、徴収費用について、法第20条第7項において 準用する児童福祉法<u>第21条の3第1項</u>の規定に基づき診療報 酬の額の決定があった月分に係る納入通知票を被措置者又は その扶養義務者に送付しなければならない。 2 [略]</p>	<p>(納入の通知等) 第13条 局長は、徴収費用について、法第20条第7項において 準用する児童福祉法<u>第19条の20第1項</u>の規定に基づき診療報 酬の額の決定があった月分に係る納入通知票を被措置者又は その扶養義務者に送付しなければならない。 2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。